

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集について」に対し
寄せられた御意見について

平成20年3月13日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨と、それらに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、いただいた御意見等については、適宜要約整理して掲載させていただきます。

番号	御意見等の内容	件数	御意見等に関する考え方
1	型式検定の既合格品については、 現行の構造規格に基づく更新を継続していただきたい。	3件	平成20年10月1日において現に存する防爆電気機械器具又は現に型式検定に合格している防爆構造電気機械器具の規格については、従前の例によることとしており、型式検定の既合格品については、改正前の構造規格に基づく更新を継続できることとしております。
2	従来の0種場所、1種場所、2種場所の分類に対して、濃度の概念を入れることで、0種場所を1種場所に、1種場所を2種場所に、2種場所を非危険場所に設定することを可能としたものと理解した。 今後、危険箇所の設定について、具体的な方法を明確にしていきたい。	1件	特別危険箇所、第1類危険箇所及び第2類危険箇所の区分の詳細な判断基準は、産業安全研究所技術指針「工場電気設備防爆指針」及び日本工業規格C 60079-10との整合を図りつつ、今後、示すこととしていきます。
3	危険場所の分類についての定義については、旧労働省産業安全研究所が定める「工場電気設備防爆指針」の定義との不整合がおきないように配慮をお願いします。	1件	同上

4	<p>省令で規定する事項は最小限とし、解釈基準として、国際規格、国家規格、民間規格を最大限活用し、技術革新に迅速に対応できるようにすべきである。</p>	1件	<p>省令に規定する内容は、安全を確保するために必要な最小限のものとしています。</p>
5	<p>危険箇所の設定及び危険箇所に応じた使用可能な構造の設定は、技術革新に迅速に対応するため、構造規格として示すのではなく、労働安全衛生規則の解釈基準として示せば十分である。</p>	1件	<p>危険箇所に応じた使用可能な防爆構造電気機械器具については、適正な使用を確保し、労働災害の防止を図る観点から、構造規格として示す必要があると考えています。</p>
6	<p>使用する技術用語は、IEC、JIS規格等で使用されている用語などに合わせるべきである。</p>	2件	<p>今回の省令案等において使用する用語は、既存の法令で使用されている用語との整合を図る必要があるため、この観点から整理したものです。</p>
7	<p>非点火防爆構造については、当面、型式検定の対象外としてはどうか。</p>	1件	<p>非点火防爆構造であっても、爆発のおそれのあるところで使用されるものであることから、検定の対象とする必要があります。</p>

今回の意見募集では、募集範囲以外の御意見も寄せられました。お寄せいただいた御意見等に関しましては、今後の厚生労働行政における施策の参考とさせていただきます。